

映像配信サービス  
PrimeStage

利用規約

<b>第 1 章 総則</b>	<b>4</b>
第 1 条 (適用範囲)	4
第 2 条 (サービスの提供区域)	4
第 3 条 (契約サービスの品目及び内容)	4
第 4 条 (利用申込み)	4
第 5 条 (申込みの拒絶)	4
第 6 条 (通知及び同意の方法)	5
<b>第 2 章 コンテンツ配信サービス</b>	<b>5</b>
第 7 条 (コンテンツ配信サービス)	5
第 8 条 (オンデマンドストリーミングサービス)	5
第 9 条 (オンデマンドストリーミングサービスの提供開始)	6
第 10 条 (オンデマンドストリーミングサービスの契約期間)	6
第 11 条 (ライブストリーミングサービス)	6
第 12 条 (ライブストリーミングサービスの契約単位)	6
第 13 条 (ライブストリーミングサービスの契約期間)	6
第 14 条 (Web サービス)	7
第 15 条 (Web サービスの提供開始)	7
第 16 条 (Web サービスの契約期間)	7
第 17 条 (CDN サービス)	7
第 18 条 (CDN サービスの提供開始)	7
第 19 条 (CDN サービスの契約期間)	8
<b>第 3 章 コンテンツセキュア配信会員認証サービス</b>	<b>8</b>
第 20 条 (コンテンツセキュア配信会員認証サービス)	8
<b>第 4 章 Video-CMS サービス</b>	<b>8</b>
第 21 条 (Video-CMS サービス)	8
第 22 条 (提供条件)	8
<b>第 5 章 コンテンツ加工支援サービス</b>	<b>8</b>
第 23 条 (コンテンツ加工支援サービス)	8
<b>第 6 章 本サービス料金等</b>	<b>9</b>
第 24 条 (本サービス料金)	9
第 25 条 (サービス料金等の支払い)	9
第 26 条 (早期解約)	9
<b>第 7 章 雑則</b>	<b>9</b>
第 27 条 (利用中止)	9
第 28 条 (利用停止)	10
第 29 条 (当社の維持責任)	10
第 30 条 (修理又は復旧の場合の暫定措置)	10
第 31 条 (禁止事項)	10
第 32 条 (責任の制限)	11
第 33 条 (免責)	12
第 34 条 (契約の解除)	13
第 35 条 (守秘義務)	13
第 36 条 (合意管轄)	13
第 37 条 (承継・譲渡)	13
第 38 条 (消費税)	14
第 39 条 (使用者)	14
第 40 条 (利用者状況データ提供)	14
第 41 条 (個人情報)	14
第 42 条 (知的所有権)	15

第 43 条 (準抛法)	15
第 44 条 (原本)	15
第 45 条 (契約終了後の措置)	15
第 46 条 (協議)	15

映像配信サービス「PrimeStage」ご利用の申込を行う前に必ず本規約をお読みいただき、本規約の各条項にご同意の上、お申込ください。

---

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

1. 本規約は、株式会社NTTデータ・スマートソーシング（以下、「当社」といいます）が提供する共有サーバを利用したベストエフォート型の映像配信サービス「PrimeStage」（以下「本サービス」といいます）を契約者に提供する場合の提供条件を定めたものです。本サービスには、契約者及び本サービスの利用者が、本サービスを利用するために本サービス用映像配信サーバ等が設置されている当社のデータセンタにアクセスするための通信手段は含まれておりません。
2. 当社は、本規約の他、必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとします。
3. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、当社が適当と判断する方法で契約者に通知することにより、本規約を変更できるものとします。この場合、本サービス提供条件は変更後の本規約によります。

### 第2条（サービスの提供区域）

当社が本規約に基づき提供する本サービスの提供区域は日本国内とします。本サービスを提供するために必要となる映像配信サーバ、Webサーバ又はその他の設備の設置場所は、当社が定めるものとします。

### 第3条（契約サービスの品目及び内容）

1. 本契約締結時点の、契約者が利用する本サービス品目及び内容並びに本サービス料金等は、本サービス申込書の別紙1「契約サービス品目内訳書」に定める通りとします。
2. 契約者が、前項に定める契約サービス品目の変更を希望する場合、少なくとも変更希望日の30日前に、変更内容及び変更希望日を当社が定める書面にて当社に申し入れていただきます。当社は、上記申入書の内容を速やかに確認し、その内容の実施に問題がないと判断した場合、変更希望日に変更内容をもって変更契約が成立するものとします。変更内容を確認するために、変更後の金額も含め、当社から契約者に対し承り書を発行します。当社が、変更の申し入れ内容について、又は変更申し入れ内容を変更希望日に実施することが困難と判断した場合、その旨、契約者に通知し、その取り扱いについて契約者と協議し、決定するものとします。
3. 当社が、当社の都合により契約サービスに関してその中止を決定した場合、当該サービス中止予定日の60日前に当該サービスの契約者に電子メール、又は郵便により通知すると共に、本サービスのホームページにおいて、本サービス契約者およびその他の者にその旨をお知らせいたします。当該サービスの中止に関連する当社の責任は上記通知を行うことのみであり、当該サービスの中止に関連して契約者が蒙る損失、損害、不便、不都合等について当社はいかなる責任も負うものではありません。

### 第4条（利用申込み）

本サービスの利用希望者は、本規約を確認し、同意した上で、当社所定の手続きに従って利用申込みを行うものとします。契約者は、本規約に拘束されることに同意していただきます。

### 第5条（申込みの拒絶）

当社は、申込者が以下の項目に該当する場合、本サービス利用契約を締結しない場合があります。

- (1) 申込者が日本国外に居住する場合。

- (2) 申込者が、過去に本規約違反等により、契約の取消が行われている場合。
- (3) 申込内容に虚偽、誤記又は記入もれがあった場合。
- (4) 利用申込を承諾することに技術上または当社の業務運営上、著しい支障があると当社が判断した場合。
- (5) その他、当社が、申込者との契約締結を不相当と判断する場合。

#### 第6条（通知及び同意の方法）

1. 当社から契約者への通知は、別段の定めがない限り、電子メール、又はその他当社が適当と認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、契約者の電子メールアドレス宛に発信し、契約者の電子メールアドレスを保管するサーバに到着したことをもって契約者への通知が完了したものとみなします。
3. 当社が、上記いずれかの方法により契約者に通知を行った場合、通知日をもって、同通知の内容について効力を発生するものとします。契約者が通知内容について同意できない場合であり、かつ通知内容が契約者に著しく不利益をもたらすものである場合、契約者は第26条（早期解約）1項に定める違約金を支払うことなく、通知内容の発効日をもって本契約を解約できるものとします。上記に定めるものを除き、通知内容によって契約者が蒙る損失、損害、不便、不都合等について当社はいかなる責任も負いません。
4. 契約者は、当社が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、契約者がそのサーバに配信された電子メールを画面上に開示し、内容を熟読して、確認することをいいます。

## 第2章 コンテンツ配信サービス

#### 第7条（コンテンツ配信サービス）

1. コンテンツ配信サービスはオンデマンドストリーミングサービスとライブストリーミングサービスとWebサービスとCDNサービスからなります。
2. コンテンツ配信サービスには、当社のデータセンタに設置された映像配信サーバ及びWebサーバ等までの通信手段等は含まれておらず、契約者がコンテンツを映像配信サーバに送信及び搭載するための一切の費用（コンテンツ作成費、通信費、運搬費等を含みます。）は、別段の定めのない限り、契約者の負担とします。
3. 契約者は、本サービス用サーバ等に送信または搭載したコンテンツまたは顧客情報及びその他の情報について、契約者自身の責任によりバックアップ等の対処をするものとし、本サービス用サーバ及び通信回線等の設備の不具合その他の原因により滅失したことにより、当社は何ら責任を負うものではありません。

#### 第8条（オンデマンドストリーミングサービス）

1. オンデマンドストリーミングサービスとは、契約者が契約者のコンテンツを当社のデータセンタに設置された映像配信サーバに搭載し、契約者が指定したオンデマンドストリーミングサービス視聴者に契約者のコンテンツを配信するサービスです。
2. オンデマンドストリーミングサービスに関する、契約者とオンデマンドストリーミングサービス視聴者との間の視聴契約は、契約者が契約者の責任において視聴者と任意に締結するものです。オンデマンドストリーミングサービスに関する契約者と視聴者間のトラブルは契約者が責任をもって処理し、契約者は当該トラブルに関して当社を免責していただきます。
3. 契約者は、オンデマンドストリーミングサービスを視聴者に配信するに際し、視聴者に本規約に定める条件を遵守させるものとします。視聴者が、本規約に違反した場合、当該違反は契約者の違反となり、当社は本規約に則って適切な措置を取ることができるものとします。

#### 第9条（オンデマンドストリーミングサービスの提供開始）

当社は、本サービス申込書の別紙1「契約サービス品目内訳書」に記載するオンデマンドストリーミングサービスの契約期間の始期までにオンデマンドストリーミングサービスを提供できるよう合理的な努力をいたします。当社の努力にも拘わらずオンデマンドストリーミングサービスの契約期間の始期までにオンデマンドストリーミングサービスを提供できなかった場合、又は契約者の責に帰すべき事由、若しくは当社の責に帰すべからざる事由により、オンデマンドストリーミングサービスの契約期間の始期までにオンデマンドストリーミングサービスの提供を開始できなかったことにより契約者が何らかの損失、損害、不便、不利益等を蒙ったとしても、当社は、当該損失、損害、不便、不利益等ついていかなる責任も負うものではありません。

#### 第10条（オンデマンドストリーミングサービスの契約期間）

1. 当社は、本サービス申込書の別紙1「契約サービス品目内訳書」に定める契約期間（以下「当初契約期間」といいます）、本サービスを提供します。
2. 前項に定める当初契約期間満了日の60日前までに契約者から契約期間を更新しない旨の書面による事前通知がない限り本サービスに関する契約期間は自動的に延長されます。

#### 第11条（ライブストリーミングサービス）

1. ライブストリーミングサービスとは、契約者又は契約者が指定した者が中継場所において撮影した映像を中継回線を介して当社のデータセンターに設置された映像配信サーバまで送信し、映像配信サーバからストリーミング方式でリアルタイムに契約者が指定する視聴者に配信するサービスです。ライブストリーミングサービスは、当社のデータセンターに設置された映像配信サーバにおいて中継映像を受け、映像配信サーバからIP網へのゲートウェイまでの配信を言い、中継場所での撮影及び中継場所から当社のデータセンターまでの中継回線は、ライブストリーミングサービスのオプションサービスとなります。
2. ライブストリーミングサービスに関する、契約者とライブストリーミングサービス視聴者との間の視聴契約は、契約者が契約者の責任において視聴者と任意に締結するものです。ライブストリーミングサービスに関する契約者と視聴者間のトラブルは契約者が責任をもって処理し、契約者は当該トラブルに関して当社を免責していただきます。
3. 契約者は、ライブストリーミングサービスを視聴者に配信するに際し、視聴者に本規約に定める条件を遵守させるものとし、視聴者が、本規約に違反した場合、当該違反は契約者の違反となり、当社は本規約に則って適切な措置を取ることができるものとし、

#### 第12条（ライブストリーミングサービスの契約単位）

1. ライブストリーミングサービスの契約単位は配信時間とし、配信（中継）時間は最小で1時間とします。中継途中であっても、予め設定した終了時間がきたら、自動的にライブストリーミングサービスは終了いたします。当社は、契約単位を超えたライブストリーミングサービスは提供いたしません。契約単位の設定は、契約者の責任といたします。
2. 契約終了後、直ちに、当社は、契約者に係る情報、データの一切を当社が管理する本サービス用サーバ等装置を収容しているデータセンターの処理装置、記憶装置、又は記憶媒体から消去するものとし、当該消去に関して当社はいかなる責任も負わないものとし、なお利用者状況データの扱いについては第40条（利用者状況データ提供）によるものとし、

#### 第13条（ライブストリーミングサービスの契約期間）

1. 当社は、本サービス申込書の別紙1「契約サービス品目内訳書」に定める期間（以下「当初契約期間」といいます）、本サービスを提供します。
2. 前項に定める当初契約期間満了日の60日前までに契約者から契約期間を更新しない旨の書面による事前通知がない限り本サービスに関する契約期間は自動的に延長されます。

#### 第 14 条 (W e b サービス)

1. W e b サービスとは、契約者が契約者のコンテンツを当社のデータセンタに設置されたW e b サーバに搭載し、契約者が指定したW e b サービス視聴者に契約者のコンテンツを配信するサービスです。
2. W e b サービスに関する、契約者とW e b サービス視聴者との間の視聴契約は、契約者が契約者の責任において視聴者と任意に締結するものです。W e b サービスに関する契約者と視聴者間のトラブルは契約者が責任をもって処理し、契約者は当該トラブルに関して当社を免責していただきます。
3. 契約者は、W e b サービスを視聴者に配信するに際し、視聴者に本規約に定める条件を遵守させるものとします。視聴者が、本規約に違反した場合、当該違反は契約者の違反となり、当社は本規約に則って適切な措置を取ることができるものとします。

#### 第 15 条 (W e b サービスの提供開始)

当社は、本サービス申込書の別紙 1 「契約サービス品目内訳書」に記載したW e b サービス提供開始予定日にW e b サービスを提供できるよう合理的な努力をいたします。当社の努力にも拘わらずW e b サービス提供開始予定日にW e b サービスを提供できなかった場合、又は契約者の責に帰すべき事由、若しくは当社の責に帰すべからざる事由により、W e b サービス提供開始予定日にW e b サービスの提供を開始できなかったことにより契約者が何らかの損失、損害、不便、不利益等を蒙ったとしても、当社は、当該損失、損害、不便、不利益等ついていかなる責任も負うものではありません。

#### 第 16 条 (W e b サービスの契約期間)

1. 当社は、本サービス申込書の別紙 1 「契約サービス品目内訳書」に定める期間（以下「当初契約期間」といいます）、本サービスを提供します。
2. 前項に定める当初契約期間満了日の60 日前までに契約者から契約期間を更新しない旨の書面による事前通知がない限り本サービスに関する契約期間は自動的に延長されます。

#### 第 17 条 (C D N サービス)

1. C D N サービスとは、当社が指定する複数拠点に設置した負荷分散機器を利用して、契約者のコンテンツのキャッシュの分散配信を提供するサービスです。
2. C D N サービスに関する、契約者とC D N サービス視聴者との間の視聴契約は、契約者が契約者の責任において視聴者と任意に締結するものです。C D N サービスに関する契約者と視聴者間のトラブルは契約者が責任をもって処理し、契約者は当該トラブルに関して当社を免責していただきます。
3. 契約者は、C D N サービスを視聴者に配信するに際し、視聴者に本規約に定める条件を遵守させるものとします。視聴者が、本規約に違反した場合、当該違反は契約者の違反となり、当社は本規約に則って適切な措置を取ることができるものとします。

#### 第 18 条 (C D N サービスの提供開始)

当社は、本サービス申込書の別紙 1 「契約サービス品目内訳書」に記載したC D N サービス提供開始予定日にC D N サービスを提供できるよう合理的な努力をいたします。当社の努力にも拘わらずC D N サービス提供開始予定日にC D N サービスを提供できなかった場合、又は契約者の責に帰すべき事由、若しくは当社の責に帰すべからざる事由により、C D N サービス提供開始予定日にC D N サービスの提供を開始できなかったことにより契約者が何らかの損失、損害、不便、不利益等を蒙ったとしても、当社は、当該損失、損害、不便、不利益等ついていかなる責任も負うものではありません。

#### 第 19 条 (CDNサービスの契約期間)

1. 当社は、本サービス申込書の別紙 1「契約サービス品目内訳書」に定める期間（以下「当初契約期間」といいます）、本サービスを提供します。
2. 前項に定める当初契約期間満了日の 60 日前までに契約者から契約期間を更新しない旨の書面による事前通知がない限り本サービスに関する契約期間は自動的に延長されます。

### 第 3 章 コンテンツセキュア配信会員認証サービス

#### 第 20 条 (コンテンツセキュア配信会員認証サービス)

1. コンテンツセキュア配信会員認証サービスは、コンテンツ配信サービスの付加サービスであり、当社が別途定める特定の視聴者を対象として契約者がコンテンツを配信するために必要となるコンテンツ保護や認証機能を契約者に提供するサービスです。
2. コンテンツセキュア配信会員認証サービスの内容、条件等については、本規約に定めるものを除き、都度、契約者と当社の間で書面により、合意するものとする。

### 第 4 章 Video-CMS サービス

#### 第 21 条 (Video-CMS サービス)

1. Video-CMS サービスとは、コンテンツ配信サービスの付加サービスであり、契約者が許可した利用者が動画ファイルを登録し、利用者間で動画を共有することができるサービスです。
2. Video-CMS サービスに関する、契約者と利用者及び視聴者との契約については、契約者が契約者の責任において任意に締結するものです。Video-CMS サービスに関する契約者と利用者及び視聴者間のトラブルは契約者が責任をもって処理し、契約者は当該トラブルに関して当社を免責していただきます。
3. 契約者は、Video-CMS サービスを利用者及び視聴者に提供するに際し、利用者及び視聴者に本規約に定める条件を遵守させるものとします。利用者及び視聴者が本規約に違反した場合、当該違反は契約者の違反となり、当社は本規約に則って適切な措置を取ることができるものとします。

#### 第 22 条 (提供条件)

契約者が Video-CMS サービスを契約する場合には、同時にコンテンツ配信サービスを契約することが条件となります。

### 第 5 章 コンテンツ加工支援サービス

#### 第 23 条 (コンテンツ加工支援サービス)

1. コンテンツ加工支援サービスは、コンテンツ配信サービスの付加サービスであり、コンテンツ配信サービスで配信される画像、映像等配信コンテンツの作成を支援するサービスです。
2. コンテンツ加工支援サービスの内容、条件等については、本規約に定めるものを除き都度契約者と当社の間で書面により合意するものとします。本契約締結時点において契約者と当社間で合意したコンテンツ加工支援サービスの内容は、本サービス申込書の別紙 1「契約サービス品目内訳書」に定める通りとします。
3. コンテンツ加工支援サービスのうち単価契約の対象となるものの本契約締結時点の単価は別紙 1 に定める通りとします。但し、当社は、任意に 30 日前の通知で当該単価を変更することができるものとします。



4. コンテンツ加工支援サービスのうち、第31条（禁止事項）に抵触するもの、又はその恐れのあるものの撮影要請等については、当社は当該要請を拒否することができるものとします。

## 第6章 本サービス料金等

### 第24条（本サービス料金）

1. 当社が提供する本サービスの料金及び設定費若しくはその他の費用は、本サービス申込書の別紙1「契約サービス品目内訳書」に定める通りとします。
2. 課金開始日は、サービス提供開始日とします。本サービスのサービス料が月額で定められている場合であり、サービスの提供開始日又は終了日が月の中途の場合は、当月サービス料金の徴収を行います。
3. サービス料金等のうち、撮影費用等単発で発生する費用については発生月の月末で締め、次条の定めに基づき請求書を発行し、又はサービス料金等の徴収を行います。

### 第25条（サービス料金等の支払い）

1. 当社は、サービス料金等の請求書を利用月の翌月10日までに発行いたします。契約者は、請求書に記載した期日までに請求金額を当社指定口座に振込み支払うものとします。
2. 契約者が支払い期日までにサービス料金等の支払いを行わない場合、当社は支払い期日の翌日から実際に支払いが行われた日まで、年利14.5%で計算された金額を支払い遅延利息として契約者に請求することができるものとします。
3. 当社は、理由の如何を問わず、一旦支払われたサービス料金等についての払い戻しは一切行いません。
4. 当社は、サービス料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 第26条（早期解約）

1. 契約者の責に帰すべき事由、又は契約者の都合により、第2章に定める当初契約期間内に本サービスに関する契約が解除され又は解約した場合、契約者は、当社に対して当初契約期間の残余の期間に対応する本サービスに関するサービス料金（サービス料金に消費税相当額を加算した額とします。以下この条において同じとします）に相当する額を、当社が別に定める方法により解除又は解約日から14日以内に一括して現金で支払っていただきます。
2. 本契約の解除又は解約日若しくは本サービスの解約日の0時をもって、当社は、契約者に対する本サービスの利用停止措置を取るとともに、契約者に係る情報、データの一切を当社が管理する本サービス用サーバ等装置を収容しているデータセンタの処理装置、記憶装置、又は記憶媒体から消去するものとし、当該消去に関して当社はいかなる責任も負わないものとします。

## 第7章 雑則

### 第27条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
  - (1) 当社による本サービス用設備の保守、又は工事上やむを得ない場合
  - (2) 天災地変、その他の不可抗力事由が発生し、もしくは発生するおそれがある場合
  - (3) 当社が設置する本サービス用設備障害その他やむを得ない事由が生じた場合
  - (4) 当社が、サービスの運用上、サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合
  - (5) 本サービスを提供するために当社が利用する他の電気通信事業者の電気通信サービスに支障が発生した場合。

- (6) 視聴者からのアクセスが輻輳するなど、コンテンツ配信設備等の容量を超える利用がなされた場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 28 条 (利用停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、契約者による本サービスの利用を停止することがあります。
- (1) サービス料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 第 31 条 (禁止事項) に該当する行為を行ったとき。
  - (3) その他、本契約に定める契約者の義務に違反したとき。
  - (4) 契約者が、当社が不相当と判断する行為を行ったとき。
2. 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 第 1 項に定める事由により本サービスの利用が停止された場合であっても、本サービス利用停止期間も含め、サービス利用料は継続して課されるものとします。

#### 第 29 条 (当社の維持責任)

1. 当社は当社が定める技術要件に適合するよう、善良なる管理者の注意義務をもって本サービスを維持することに努めます。なお、当社が定める技術要件、コンテンツ配信設備の構成や利用状況は開示しないものとします。
2. 視聴者から同時に多数のアクセスがなされるなど、コンテンツ配信設備の容量を超える利用がなされ、又はそのおそれがある場合、当社は契約者にその旨を通知するよう努めます。
3. 契約者は、コンテンツ配信設備の容量を超える利用等によって、システムダウンや、視聴者がコンテンツにアクセスできなくなるなどの障害が発生することをあらかじめ了承します。

#### 第 30 条 (修理又は復旧の場合の暫定措置)

当社は、当社の設置した設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した設備について、暫定的にその構成を変更することがあります。

#### 第 31 条 (禁止事項)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行うことは禁止されています。
- (1) 第三者又は当社の著作権若しくはその他の権利を侵害する行為、又はこれらを侵害する恐れのある行為
  - (2) 第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又はこれらを侵害する恐れのある行為
  - (3) (1) 及び (2) の他、第三者又は当社に不利益又は損害を与える行為、又は与える恐れのある行為
  - (4) 第三者又は当社を誹謗中傷する行為
  - (5) 猥褻な図画及び映像の掲載、配信等公序良俗に反する態様においてコンテンツ配信サービスを利用する行為
  - (6) 公職選挙法に抵触する行為
  - (7) 宗教の布教活動又は政治に関する活動
  - (8) 暴力、犯罪の助長等社会正義に反する行為
  - (9) 公共の福祉、社会正義に反する宗教行為
  - (10) 事実に反する、又はそのおそれのある情報を提供する行為
  - (11) ユーザ ID 及びパスワードを不正に使用する行為、又は自己のユーザ ID 若しくはパスワード

- ドを正当な事由なく漏洩する行為
- (12) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為
  - (13) 本サービスの運営を妨げる行為
  - (14) 本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用する行為
  - (15) その他法令に違反する、又は違反する恐れのある行為
  - (16) その他当社が不適切と判断する行為
2. 契約者が、前項に該当する行為を行うことによって、当社又は第三者に損害が生じた場合、本契約解除後であっても、契約者は当該損害について全ての責任を負うものとします。
  3. 当社は、コンテンツから第三者の情報リンクが行われる場合、本規約の適用に当たって当該情報も契約者のコンテンツとみなすことがあります。

### 第 32 条（責任の制限）

1. 当社の責に帰すべき事由により、契約者がオンデマンドストリーミングサービスを利用できなかった場合（第 27 条（利用中止）、又は第 28 条（利用停止）の定めに従って、オンデマンドストリーミングサービスの提供を中止、停止する場合を含まない。以下「利用不能」といいます。）において、利用不能な状態であることを当社が知ってから当該状態が 48 時間以上継続した場合、利用不能となった該当日（24 時間未満の利用不能日については切り捨て）におけるオンデマンドストリーミングサービスの日割換算額を限度とし、甲に現実に生じた通常の直接損害を請求に基づき賠償するものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。
2. 当社の責に帰すべき事由により、契約者がライブストリーミングサービスを利用できなかった場合（第 27 条（利用中止）、又は第 28 条（利用停止）の定めに従って、ライブストリーミングサービスの提供を中止、停止する場合を含まない。）、利用不能時間（1 時間未満切り捨て）をライブストリーミングサービスに係る契約時間で除した商（小数点以下切り捨て）に、ライブストリーミングサービスに係る利用料金を乗じて算出した金額を限度とし、甲に現実に生じた通常の直接損害を請求に基づき賠償するものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。
3. 当社の責に帰すべき事由により、契約者が Web サービスを利用できなかった場合（第 27 条（利用中止）、又は第 28 条（利用停止）の定めに従って、Web サービスの提供を中止、停止する場合を含まない。以下「利用不能」といいます。）において、利用不能時間が 48 時間以上継続した場合、利用不能となった該当日（24 時間未満の利用不能日については切り捨て）における Web サービスの日割換算額を限度とし、契約者に現実に生じた通常の直接損害を請求に基づき賠償するものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。
4. 当社の責に帰すべき事由により、契約者がコンテンツセキュア配信会員認証サービスを利用できなかった場合（第 27 条（利用中止）、又は第 28 条（利用停止）の定めに従って、コンテンツセキュア配信会員認証サービスの提供を中止、停止する場合を含まない。以下「利用不能」といいます。）において、利用不能時間が 48 時間以上継続した場合、利用不能となった該当日（24 時間未満の利用不能日については切り捨て）におけるコンテンツセキュア配信会員認証サービスの日割換算額を限度とし、契約者に現実に生じた通常の直接損害を請求に基づき賠償するものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。
5. 当社の責に帰すべき事由により、契約者が Video-CMS サービスを利用できなかった場合（第 27 条（利用中止）、又は第 28 条（利用停止）の定めに従って、Video-CMS サービスの提供を中止、停止する場合を含まない。以下「利用不能」といいます。）において、利用不能時間が 48 時間以上継続した場合、利用不能となった該当日（24 時間未満の利用不能日については切り捨て）における Video-CMS サービスの日割換算額を限度とし、契約者に現実に生じた通常の直接損害を請求に基づ

き賠償するものとし、ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとし、

6. 当社の責に帰すべき事由により、契約者がCDNサービスを利用できなかった場合（第27条（利用中止）、又は第28条（利用停止）の定めに従って、CDNサービスの提供を中止、停止する場合を含まない。以下「利用不能」といいます。）において、利用不能時間が48時間以上継続した場合、利用不能となった該当日（24時間未満の利用不能日については切り捨て）におけるCDNサービスの日割換算額を限度とし、契約者に現実に生じた通常の直接損害を請求に基づき賠償するものとし、ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとし、
7. 前6項に定めるもの以外に、当社は、その原因を問わず、契約者の本サービスの利用、又は利用できないことに関連して、契約者に生じた直接、間接、特別、派生、結果損害、逸失利益、営業機会の損失、データの損失、消失等に関する損害を含め、いかなる損害に対してもいかなる責任も負わないものとし、
8. 契約者による本配信サービスの利用に関連して、当社の責に帰すべからざる事由により、当社が第三者から損害賠償請求された場合、又は第三者との間で何らかの問題が発生した場合、契約者は当社を免責するとともに、責任をもって当該第三者に対応するものとし、
9. 前項の定めに関わらず、前項に関連して、第三者が当社に対して何らかの請求を行い、又は訴訟を提起した場合、契約者は当社が当該第三者に対応するに際し、あらゆる協力を行い、可能な限り自ら対応するものとし、また当該請求、訴訟に関連して当社が蒙った現実かつ通常の直接損害を賠償するものとし、

### 第33条（免責）

1. 当社は、契約者が、第27条（利用中止）又は第28条（利用停止）の規定に基づき、本サービスを利用できなかったことに起因して生じたいかなる損害についても、契約者及び第三者に対して責任を負うものではありません。
2. 本契約のいかなる規定にも拘わらず、前条の規定は、当社が本配信サービスに関して契約者に対して行う損害賠償の全てを規定したものであり、前条に定める以外、契約者及び第三者が本配信サービスを利用したことに起因して、又は本サービスを利用できなかったことに関連して生じた損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとし、
3. 本サービスの提供に必要なOSソフト、DBストリームサーバソフト等のミドルウェア、アプリケーションソフト等の障害、及びIP網、中継回線の障害等、当社の責に帰すべき事由以外の事由により、本サービスが中断したとしても、当該中断に関して契約者が蒙る損失、損害、不便、不都合等について当社はいかなる責任も負いません。
4. 視聴者にコンテンツ配信を行うに際し、視聴者の再生端末の特性、OS、アプリケーションソフト、端末固有の故障や不良や設定、通信回線品質等、当社の責に帰すべき事由以外の事由により、視聴不可や再生異常等の事象が発生したとしても、当該事象に関して契約者が蒙る損失、損害、不便、不都合等について当社はいかなる責任も負いません。
5. インターネット上も含めた第三者による不正アクセスや通信経路上での傍受等により、本サービスからコンテンツが流出したとしても、当該流出に関して契約者が蒙る損失、損害、不便、不都合等について当社はいかなる責任も負いません。
6. インターネット上も含めた第三者によるサービス妨害行為により、本サービスが中断したとしても、当該中断に関して契約者が蒙る損失、損害、不便、不都合等について当社はいかなる責任も負いません。
7. 本サービスは、契約者と当社の間で書面により、合意したサービスの内容、条件等明示的に記述されている場合を除き、現状有姿で提供され、当社は商品性、および特定の用途への適合性その他について、明示または黙示を問わず、いかなる保証も表明もいたしません。
8. 本条1項乃至7項の定めは、本契約の終了又は満了後も有効に存続するものとし、

#### 第 34 条 (契約の解除)

1. 契約者又は当社が次の各号のいずれかに該当する場合、相手方は、何らの通知催告を要せず、即時に本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
  - (1) 契約者が、第 31 条 (禁止事項) に該当する行為を行ったとき。
  - (2) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
  - (3) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき又は租税滞納処分を受けたとき。
  - (4) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
  - (5) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
  - (6) 本契約の定め違反し、相手方から当該違反を是正するよう催告を受けたにも拘わらず、相当の期間内に当該違反を是正しないとき。
  - (7) その他財産状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
2. 契約者が前項のいずれかに該当し、本契約が解除された場合、契約者はサービス料金等について期限の利益を享受することなく直ちに支払うものとします。

#### 第 35 条 (守秘義務)

1. 契約者及び当社は、本サービスの利用又は提供に関連して、相手方から機密である旨明示して開示された情報 (以下「機密情報」といいます) を、相手方の事前の書面による同意なく、本サービスの利用又は提供の目的以外に使用してはならず、且つ第三者に開示又は漏洩しないものとします。
2. 以下に定める情報は、機密情報に含まれないものとします。
  - (1) 相手方が開示した時点で公知である情報又は相手方の開示後、自己の責任によらず、公知となった情報
  - (2) 相手方から開示を受ける以前に、自らが、第三者から守秘義務を負うことなく正当に取得した情報
  - (3) 相手方から開示された機密情報とは無関係に自らが独自に開発した情報
3. 契約者又は当社が行政機関又は司法機関から相手方の機密情報の開示を要求された場合、以下の措置を取ったうえで当該行政機関又は司法機関に対して当該機密情報を開示することができるものとします。
  - (1) 相手方に対して当該開示要求があった旨を遅滞なく書面で通知すること
  - (2) 当該機密情報のうち適法に開示が要求されている部分についてのみ開示すること
  - (3) 開示する当該機密情報について、秘密としての取り扱いが受けられるよう最善をつくすこと
4. 本サービスを提供する必要上、当社が再委託先に対して契約者の機密情報を開示する場合、当社は、再委託先に対して本条に基づき当社が契約者に負う義務と同等の義務を課し、その遵守につき連帯して責任を負うものとします。
5. 守秘義務は、本契約の終了後も 3 年間有効に存続するものとします。

#### 第 36 条 (合意管轄)

1. 本サービスに関連して契約者等と当社との間で問題が生じた場合には、契約者と当社で誠意をもって協議し、円満にその解決を図るものとします。
2. 協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする裁判によりその解決を図るものとします。

#### 第 37 条 (承継・譲渡)

本契約は、当社及び契約者の承継者又は契約者の地位の譲受人を拘束します。契約者は、当社

の事前の書面による承諾を得ることなしに、本契約に基づく契約者の契約上の地位又は契約者の権利義務を第三者に譲渡してはならないものとします。なお、当社が合併、営業譲渡等の理由により、本契約上の地位を第三者に承継又は譲受させる必要が生じた場合において、当社は、第34条（契約の解除）の規定に該当することなく、契約者に対して書面により通知することにより本契約上の地位を当該第三者に承継又は譲受させることができます。

#### 第38条（消費税）

契約者が当社に対し本契約に基づく支払を行う場合において、支払を要する額は、本サービス申込書の別紙1「契約サービス品目内訳書」に定める利用料金の額に消費税相当額（消費税法等の規定に基づき課税される消費税の額）を加算した額とします。消費税相当額の算定において1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

#### 第39条（使用者）

契約者は本サービスを契約者の従業員その他の者（以下「使用者」といいます）に使用させる場合、本契約に定める契約者の義務を使用者に遵守させる他、使用者の行為についても当社に対して責任を負っていただきます。

#### 第40条（利用者状況データ提供）

1. 当社は、契約者がオンデマンドストリーミングサービス又はライブストリーミングサービス又はWebサービス又はCDNサービスを利用して配信した際の利用者の利用状況に関して、個人及び個別の通信を特定できないように処理を施した統計情報（以下「利用者状況データ」といいます）を当社サーバに保管し、契約者に提供します。オンデマンドストリーミングサービス及びWebサービス及びCDNサービスの場合は配信日から6ヶ月間当社サーバに保管し、契約者が当社の定める手段により閲覧できるようにし、ライブストリーミングサービスの場合は、契約者から希望があった場合に限りサービス提供終了後、遅滞なく当社が契約者にCD-ROM等の媒体に記録した状態で引渡すこととします。なお、利用者状況データが適正に処理・記録・保管されていなかったり、契約者がすることができないことにつき、当社は何らの責任を負うものではありません。
2. 当社は、本契約が解除／解約により終了したとき、オンデマンドストリーミングサービス及びWebサービス及びCDNサービスについては配信日から6ヶ月経過後、ライブストリーミングサービスについては契約者に記録媒体を引渡した後（または引渡すために合理的な努力をした後）、利用者状況データを消去するものとします。なお、本項の定めは、当社に利用者状況データを消去する義務があることを定めるものではありません。
3. 契約者はオンデマンドストリーミングサービス又はライブストリーミングサービス又はWebサービス又はCDNサービスの利用者状況データを、契約者の責任において、使用するものとします。なお、契約者が利用者状況データを保持・使用することについて第三者等に損害が生じた場合には、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 利用者状況データに関する知的財産権は当社に帰属します。

#### 第41条（個人情報）

当社は、契約者が本サービスを利用するにあたり開示する個人情報（本サービスの提供に際して知り得た契約書等に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）をいい、契約者が第三者から預託された個人情報を含む）を、本サービスのホームページに掲示する「プライバシーポリシー」に基づき機密として保持するものとし、本サービスの提供に従事する者に使用させる場合を除き、個人情報を開示しないものとします。なお、契約者は、当該第三者から当社が個人情報を本条に定める目的や方法等で利用することについて、あらかじめ同意を取得しておくものとします。

#### 第 42 条（知的所有権）

本契約に基づき本サービスのために当社が作成又は提供したソフトウェア、マニュアル、ノウハウ、データベースその他一切の著作物に関する知的所有権は全て当社に留保され、契約者は本サービスを利用する目的の範囲内に限りこれらを利用することができるものとします。

#### 第 43 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、同法に基づいて解釈されるものとします。

#### 第 44 条（原本）

本契約の英語版が作成された場合においても、当該英語版は参考として作成されるものであり、日本語版と英語版の間に齟齬が存在する場合、日本語版が正式の契約書として唯一当社と契約者を拘束する文書とします。

#### 第 45 条（契約終了後の措置）

第 8 条（オンデマンドストリーミングサービス）2 項、第 11 条（ライブストリーミングサービス）2 項、第 14 条（Web サービス）2 項、第 17 条（CDN サービス）2 項、第 21 条（Video-CMS サービス）2 項、第 25 条（サービス料金等の支払い）、第 26 条（早期解約）1 項、第 31 条（禁止事項）、第 32 条（責任の制限）、第 33 条（免責）、第 36 条（合意管轄）、第 37 条（承継・譲渡）、第 39 条（使用者）、第 41 条（個人情報）、第 42 条（知的所有権）、第 43 条（準拠法）、第 44 条（原本）規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。

#### 第 46 条（協議）

本契約に定めない事項については、契約者と当社の協議によってその取り扱いを定めるものとします。